平成25年9月11日(水)

公益社団法人日本産婦人科医会 第68回 記者懇談会

大阪府未受診妊娠調査報告 ~4年間の成果と今後の課題~

大阪府立母子保健総合医療センター 診療局長(周産期) 光田信明

未受診妊娠調査でわかったこと

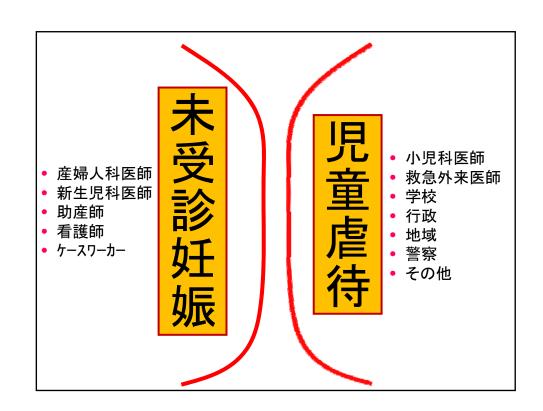
《未受診妊娠》と《児童虐待》はかなり深い関連性がある

親(特に母親)は我が子を愛し、慈しむことを自明の前提としているはず

母体(母性)は胎児、新生児を守る ことを疑いもなく信じてきました

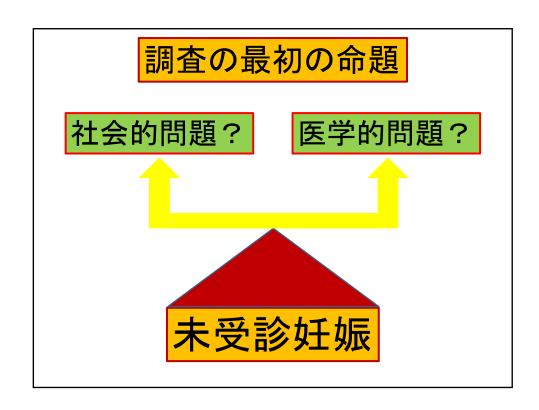


未受診妊娠(特定妊婦)



未受診妊婦調査

- ▶2009年·2010年·2011年·2012年に実施
- ▶大阪府下の全産婦人科医療機関
- ▶悉皆調査
- ▶大阪府が大阪産婦人科医会に委託



未受診妊婦の定義

- ▶3ヶ月以上妊婦健診を受けていない
- ▶3回以下の妊婦健診しか受けていない
- ▶明確なものはない
- ▶産婦人科医師が《未受診》と思えば《未受診》

大阪府の産科背景

分娩取扱い医療機関:約150カ所

分娩数:7万5千/年

報告数

平成21年:152件

平成22年:148件

平成23年:254件

平成24年:307件

4年間:861件/約30万分娩

およそ350分娩に1回

OGCSでの受入数の推移

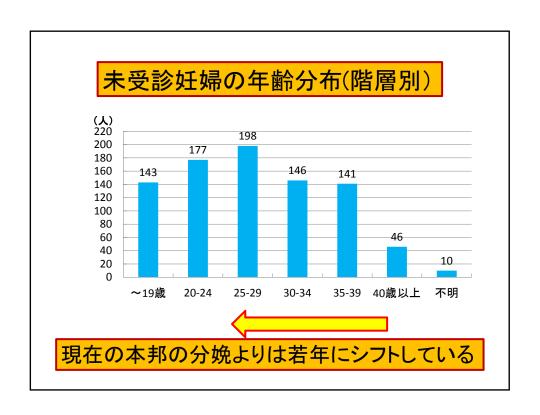
2009年:132/152(86.8%)

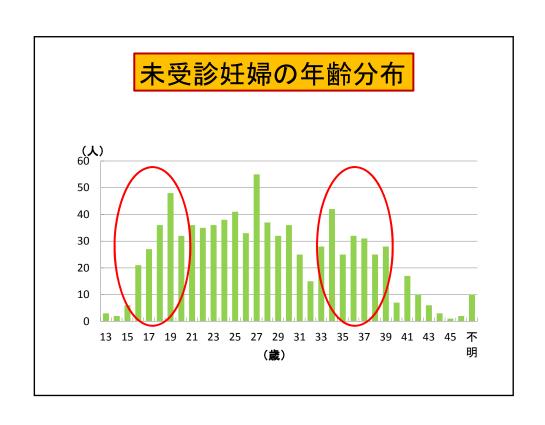
2010年:136/148(91.9%)

2011年:236/254(92.9%)

2012年:291/307(94.8%)

産婦人科診療相互援助システム(1987年~) OGCS:Obstetrical & Gynecological mutual Co-operative System





本人の職業の有無

本人	、職業	2009年	2010年	2011年	2012年	人数	割	合
有 無	勤務形態	2000		入奴	不明含む	不明含まず		
	正規雇用		4	6	13			
有	非正規雇用	32	23	37	35	157	18.2%	23.9%
	不明				7			
:	無	89	95	149	167	500	58.1%	76.1%
ব	⋝明	31	26	62	85	204	23.7%	
総	計	152	148	254	307	861	100%	100%

パートナーの職業の有無

N° −ト	ナ職業	0000年	2009年 2010年	2011年	0010/5	1 ¥b	割合	
有 無	勤務形態	2009年	9年 2010年 2011		2012年	人数	不明含む	不明含まず
	正規雇用		16	30	29			
有	非正規雇用	54	21	30	34	307	35.7%	70.4%
	不明		20	25	48			
	無	19	26	43	41	129	15.0%	29.6%
7	下明	79	65	126	155	425	49.4%	
¥	総計	152	148	254	307	861	100%	100%

母子健康手帳取得の有無

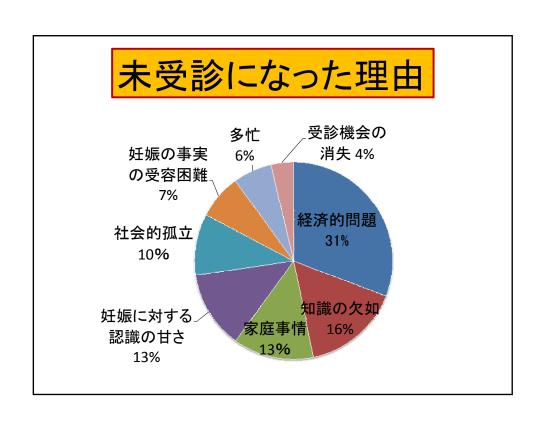
			-		1 261	割合	
	2009年	2010年	2011年	2012年	人致	不明 含む	不明 含まず
有	57	107	198	238	600	70%	88%
無	61	8	11	5	85	10%	12%
不明	34	33	45	64	176	20%	
総計	152	148	254	307	861	100%	100%

生活保護受給の有無

	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年	人数	割合 不明 含む	不明 含まず
有	40	47	69	85	24	28%	34%
無	100	76	133	164	473	55%	66%
不明	12	25	52	58	147	17%	
総計	152	148	254	307	861	100%	100%

助産券の有無

	2009	2010	2011	2012	1 ¥L	割合	
	年	年	年	年	人数	不明 含む	不明 含まず
有	37	49	89	87	262 (30%	54%
無	108	36	38	43	225	26%	46%
不明	7	63	127	177	374	43%	
総計	152	148	254	307	861	100%	100%



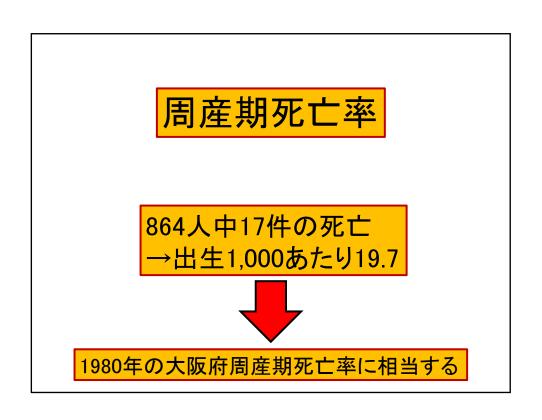
	2009年	2010年	2011年	2012年	総計
精神疾患	14	15	23	29	81
妊娠高血圧症候群	20	8	10	16	54
子宫内胎児発育不全	2	4	8	10	24
妊娠糖尿病	5	4	1	8	18
性感染症			9	3	12
切迫早産	1		6	1	8
既往帝王切開	2	2	2	1	7
喘息	2	2	1	2	7
甲状腺異常				7	7
C型肝炎	2	4			6
子宫内胎児死亡		1	2	2	5
子宮内感染	2	1			3
羊水過少			2	1	3
常位胎盤早期剥離	1		1		2
前置胎盤	1	1			2
胎児異常	1		1		2
血液型不適合妊娠			1	1	2
発達障害				2	2
癒着胎盤			1		1
骨盤位			1		1
子宮筋腫		1			1
結核		1			1
心疾患	1				1
てんかん				1	1
子宮頸部異形成				1	1
その他	4	1	3	1	9
不明または無	94	103	182	221	600
総計	152	148	254	307	861

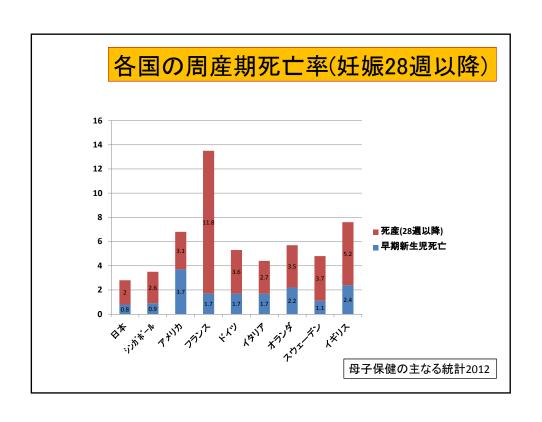
精神疾患

- ▶多くはいわゆる精神科疾患ではない
- ▶投薬を受けていない場合が多い
- ▶精神科では受け入れてくれない場合が多い
- ▶何科が担当すべきか定まっていない

産褥合併症

2009年	2010年	2011年	2012年	総計
5	1	4	2	12
3		1	8	12
3	1	1	2	7
	1	1		2
	1		1	2
			2	2
1				1
1				1
1				1
1				1
		1		1
ħ		1		1
1				1
		1		1
1				1
	1			1
1				1
		1		1
		1		1
		1		1
1				1
			1	1
			1	1
1				1
20	5	13	17	55
	5 3 3 1 1 1 1 1 1	5 1 3 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 1 4 3 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5 1 4 2 3 1 8 3 1 1 2 1 1 1 1 1 2 1





周産期死亡率=

(妊娠22週以降の死産+早期新生児死亡)÷ (1年間の出産数)

- ▶ 周産期死亡率のうち早期新生児死亡は およそ3分の1である
- > 今回の結果、明確な子宮内胎児死亡は およそ3分の1である
- 相当数の赤ちゃんが生産出来た可能性がある

NICU入院の有無

	2009年	2010年	2011年	2012年	総計
有	46	40	58	59 🤇	203
無	97	86	158	202	543
不明	6	18	35	42	101
総計	149	144	251	303	847

*双胎3組を含む 死産17例を除く

新生児のアプガースコア

						新生	児Ap	55分						
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	不明	総計
	0	2	1	1										4
	1			3		1	2	2			1			9
	2		1		1			3	2	2				9
÷۲	3			1	1		2		1	1	2			8
新生児Ap1	4				1			3	3					7
哯	5							1	1	4	8			14
p	6								1	4	7			12
1 分	7									19	11	3		33
/,	8					1		1	1	41	362	19	1	426
	9										118	84	2	204
	10											21		21
	不明								1		1	1	97	100
総	計	2	2	5	3	2	4	10	10	71	510	128	100	847
JIAC)HI	_	_		<u> </u>	<u> </u>	T		10				産17例	

新生児予後の推移

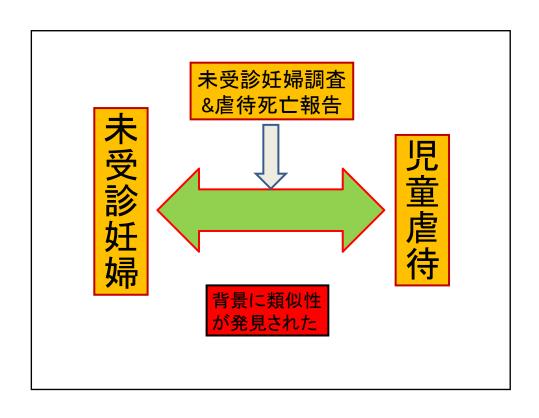
	2009年	2010年	2011年	2012年
5分後アプガースコア (≦7)	9.5%	9.5%	3.2%	2.3%
NICU入院	31.7%	27.8%	23.1%	19.5%
新生児合併症	33.6%	7.4%	6.8%	5.3%

未受診妊婦調査からでたキーワード

独居、支援者なし、未入籍、精神疾患、 人工妊娠中絶、DV、出会い系サイト、貧困、 自殺、いじめ、不登校、リストカット、乳児院、 母子家庭、自宅出産、ネグレクト、夫無職、 助産、虐待歴、失踪届、借金、離婚、未収金、 若年、生活保護、住所不定、出生届未提出、 前回未受診妊娠、1ヶ月健診未受診、家出、 健康保険証不取得、揺さぶられっ子症候群、 望まぬ妊娠

第9次児童虐待死亡事例報告書 養育者の側面

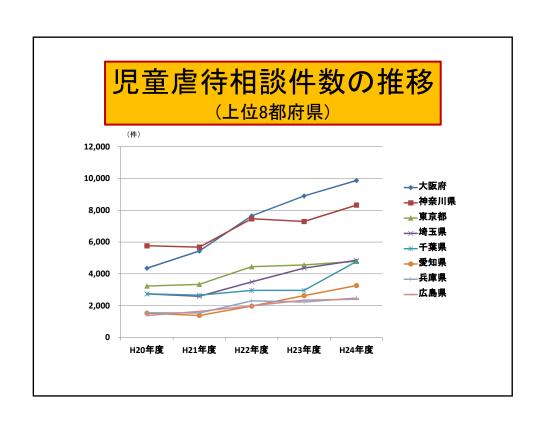
- ▶ 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- ▶ 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- ▶ 関係機関からの連絡を拒否している (途中から関係が変化した場合も含む)
- ▶ 望まない妊娠
- > 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産した
- 乳幼児健康診査が未受診である (途中から受診しなくなった場合も含む)
- ▶ 精神疾患や強い抑うつ状態がある
- ▶ 過去に自殺企図がある
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- ▶ 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる。
- ▶ 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- ▶ 訪問等をしても子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる



小括

- ▶ 大阪府における未受診妊婦の周産期死亡率は19.8で、 これは約30年前と同等である。
- ▶ 特に、NICU入院が多く、未受診飛び込み出産が新生児に極めてリスクの高い事象であることが裏付けられた。
- ▶ 妊娠は本来母児共に危険を内包している。未受診妊娠には直接的に医学的危険が顕在化する。「妊娠出産の安全神話」に基づく自己判断の危険性を広報・教育すべきである。
 - →妊婦健診は母児の予後を改善している
- ▶ 未受診妊娠の背景には複雑な社会問題がある。
 - →児童虐待の背景因子との類似性?
- ▶ 分娩前に医療機関がかかわると新生児予後は格段に良くなる





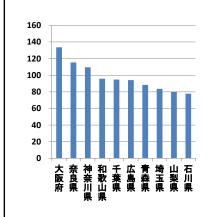
児童虐待相談件数の推移

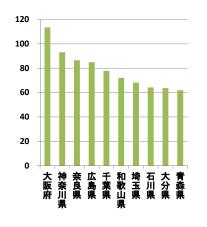
(上位8都府県)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
大阪府	4,354	5,436	7,646	8,900	9,875
神奈川県	5,767	5,676	7,466	7,296	8,324
東京都	3,229	3,339	4,450	4,559	4,788
埼玉県	2,736	2,585	3,493	4,360	4,853
千葉県	2,745	2,655	2,958	2,960	4,776
愛知県	1,525	1,378	1,970	2,628	3,262
兵庫県	1,554	1,536	2,299	2,228	2,478
広島県	1,378	1,633	1,989	2,347	2,398

H24年度出生1000人当たり 児童虐待相談件数(上位10)

H24年度人口10万人当たり 児童虐待相談件数(上位10)



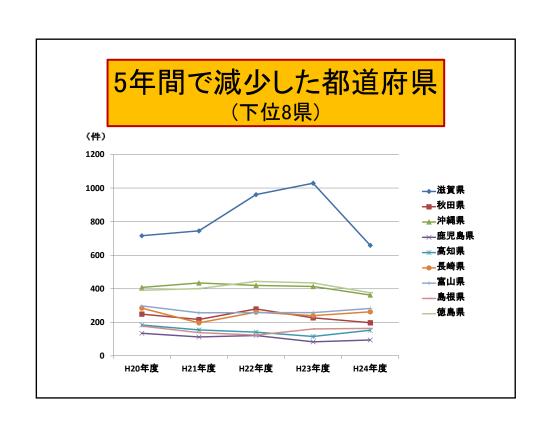


H24年度出生1000人当たり 児童虐待相談件数(上位10)

大阪府134奈良県115神奈川県110和歌山県96千葉県95広島県94青森県88埼玉県84山梨県80石川県78

H24年度人口10万人当たり 児童虐待相談件数(上位10)

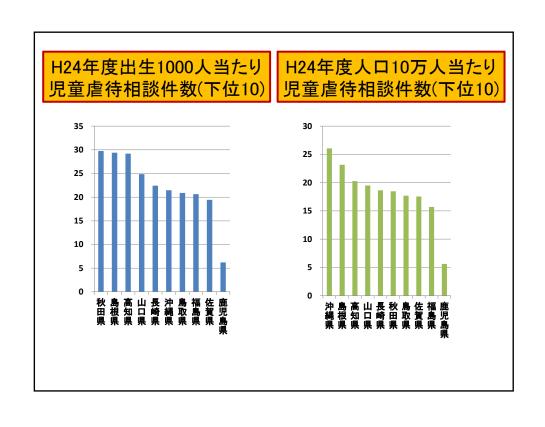
大阪府	114
神奈川県	93
奈良県	87
広島県	85
千葉県	78
和歌山県	72
埼玉県	68
石川県	64
大分県	64
青森県	62



5年間で減少した都道府県

(下位8県)

	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
滋賀県	716	745	961	1029	659
秋田県	249	217	280	227	198
沖縄県	408	435	420	414	363
鹿児島県	135	113	122	84	95
高知県	184	155	142	116	153
長崎県	285	197	261	240	263
富山県	298	257	258	258	283
島根県	178	139	124	161	164
徳島県	391	401	444	435	377



H24年度出生1000人当たり 児童虐待相談件数(下位10)

H24年度人口10万人当たり 児童虐待相談件数(下位10)

秋田県	30
島根県	29
高知県	29
山口県	25
長崎県	22
沖縄県	21
鳥取県	21
福島県	21
佐賀県	19
鹿児島県	6

沖縄県	26
島根県	23
高知県	20
山口県	19
長崎県	19
秋田県	18
鳥取県	18
佐賀県	18
福島県	16
鹿児島県	6

母子健康手帳交付者数

▶ 妊娠28週未満 1,100,745(97.4%)

▶ 妊娠28週~出産 6,876(0.6%)

出産後 2,841(0.3%)

▶ 不明 19,268(1.7%)

(入院)助産制度

- ▶ 入院助産とは、保健上必要があるにもかかわらず、経済的に困窮しており、病院等施設における出産費用を負担できない場合(健康保険で支給される出産育児一時金を超えて費用がかかりそうな場合)、本人から申請があった場合(児童福祉法第22条)に、同法第36条による助産施設に入所(指定された病院または助産院)させ出産費用を公費負担。自治体によって所得制限及び自己負担金有り。生活保護受給者と低所得者が対象。
- ▶ 全国で415施設(公営186、私営229)、定員3628名。
- ▶ 設置は47都道府県、17指定都市、38中核市
- 第一位東京44カ所、第二位大阪28カ所。 まったくないのが 8 県、12市。
- ▶ 大阪府は29施設、定員163名。大阪市10施設定員84名。

助産施設への入所措置件数

(厚生労働省統計「福祉行政報告例」より)

児童第51表 「福祉事務所における児童福祉関係処理件数, 都道府県一指定都市一中核市×処理の種類別」より作成

		平成21年度	平成22年度	平成23年度
	全 国	5,732	5,701	6,229
	大 阪 府	1,891	1,588	1,968
	大阪府(政令市・中核市除く)	719	823	699
内	大 阪 市	615	606	729
訳	堺 市	370	<u> </u>	349
	高槻市	21	15	16
	東大阪市	166	144	175

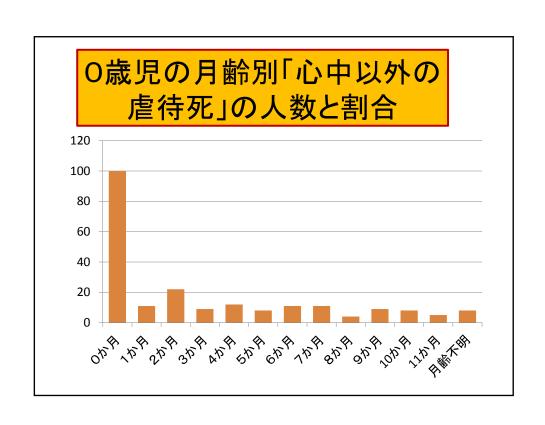
※平成22年度、平成23年度は東日本大震災の影響により、福島県(郡山市及びいわき市以外)を除いて集計した数値が掲載されている。

※平成22年度の堺市の数値は、計上されていない。

児童虐待死亡報告から (2013.7第9次報告)

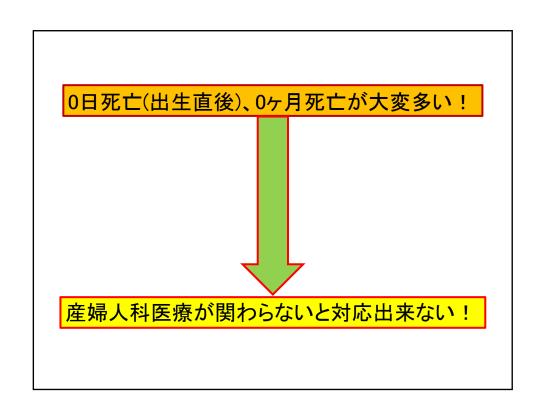
第1次報告から第9次報告までの「心中以外 の虐待死」総数に対するO歳児の割合

区分	人数	構成割合 /495人
総数	495	100%
O歳(再掲)	218	44.0%
Oか月(再掲)	100	20.2%
0日(再掲)	83	16.8%



O日・Oか月児事例の人数推移

年次	0日	0か月	合計
第1次報告	1	1	2
第2次報告	6	2	8
第3次報告	8	0	8
第4次報告	8	1	9
第5次報告	16	1	17
第6次報告	22	4	26
第7次報告	6	1	7
第8次報告	9	3	12
第9次報告	7	4	11
総数	83	17	100

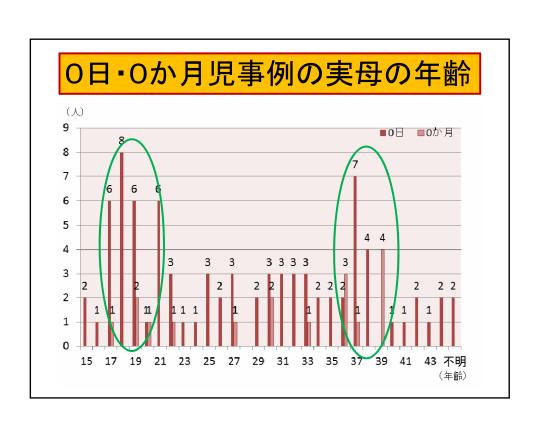


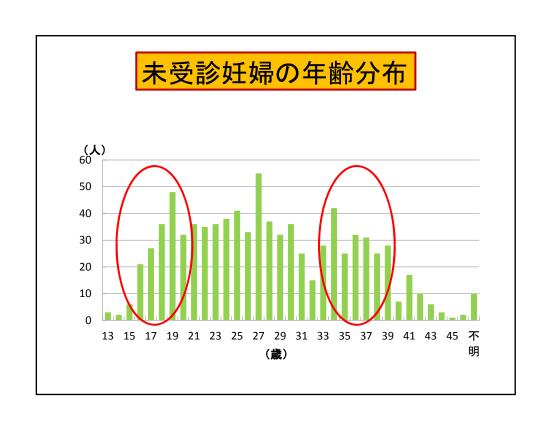
O日・Oか月児事例の加害者

	01	3	0か	月	合	· 言十	
区分	人数	構成 割合	人数	構成 割合	人数	構成 割合	
実母	77	92.8%	13	76.5%	90	90.0%	
実父	1	1.2%	2	11.8%	3	3.0%	
実母·実父	4	4.8%	2	11.8%	6	6.0%	
不明	1	1.2%	0	0.0%	1	1.0%	
計	83	100%	17	100%	100	100%	

O日・Oか月児事例の実母の年齢

		()日(83人	()	0カ	丶月(17	人)	合	人)	
	区分	人数	構成割	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合
	19歳以下	23	27.7%	28.4%	3	17.6%	17.6%	26	26.3%	26.5%
	20-24歳	12	14.5%	14.8%	2	11.8%	11.8%	14	14.1%	14.3%
	25-29歳	10	12.0%	12.3%	1	5.9%	5.9%	11	11.1%	11.2%
実母	30-34歳	14	16.9%	17.3%	3	17.6%	17.6%	17	17.2%	17.3%
	35-39歳	15	18.1%	18.5%	8	47.1%	47.1%	23	23.2%	23.5%
	40歳以上	7	8.4%	8.6%	0	0.0%	0.0%	7	7.1%	7.1%
	不明	2	2.4%		0	0.0%		2	2.0%	





O日•Oか月児事例の実父の年齢										
		(日(83)	()	01.	い月(17.	人)	合	計(100.	人)
区分		人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合
	19歳以下	5	6.0%	23.8%	1	5.9%	8.3%	6	6.0%	18.2%
	20-24歳	4	4.8%	19.0%	2	11.8%	16.7%	6	6.0%	18.2%
	25-29歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
実父	30-34歳	2	2.4%	9.5%	2	11.8%	16.7%	3	3.0%	9.1%
	35-39歳	2	2.4%	9.5%	3	17.6%	25.0%	5	5.0%	15.2%
	40歳以上	8	9.6%	38.1%	4	23.5%	33.3%	12	12.0%	36.4%
	不明	62	74.7%		5	29.4%		67	67.0%	

O日・Oか月児事例の出産場所

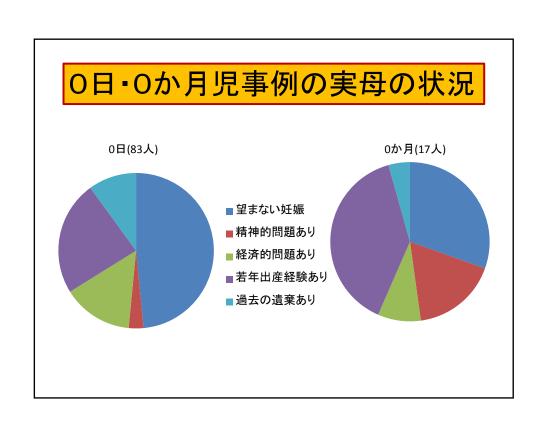
			0日			0か月			合計			
	区分	人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合		
	自宅	56	67.5%	77.8%	4	23.5%	23.5%	60	60.0%	60.0%		
	自宅以外	16	19.3%	22.2%	4	23.5%	23.5%	20	20.0%	20.0%		
(医療機関	0	0.0%	0.0%	9	52.9%	52.9%	9	9.0%	9.0%		
	不明	11	13.3%		0	0.0%		11	11.0%			
	計	83	100%	100%	17	100%	100%	100	100%	89%		

O日・Oか月児事例の死亡原因

	0日				0か月			合計	†	
区分	人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合	人数	構成 割合	有効 割合	
放置	15	18.1%	25.0%	1	5.9%	7.1%	16	16.0%	21.6%	
窒息 (絞殺以外	32	38.6%	53.3%) ₇	41.2%	50.0%	39	39.0%	52.7%	
絞殺	5	6.0%	8.3%	3	17.6%	21.4%	8	8.0%	10.8%	
その他	8	9.6%	13.3%	3	17.6%	21.4%	11	11.0%	14.9%	
不明	23	27.7%		3	17.6%		26	26.0%		
計	83	100%	100%	17	100%	100%	100	100%	100%	

O日・Oか月児事例の実母の状況 (複数回答)

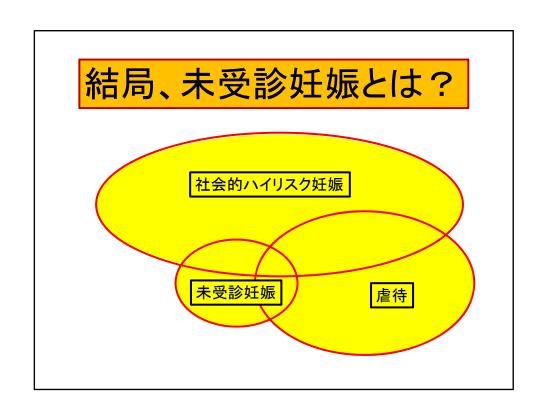
	0日((83人)	0か月	月(17人)	合計(100人)	
区分	人数	構成割合 / 83人	人数	構成割合	人数	構成割合
望まない妊娠	63	75.9%	7	41.2%	70	70.0%
精神的問題あり	4	4.8%	4	23.5%	8	8.0%
経済的問題あり	19	22.9%	2	11.8%	21	21.0%
若年出産経験あり	31	37.3%	9	52.9%	40	40.0%
過去の遺棄あり	13	15.7%	1	5.9%	14	14.0%



小括

- ▶未受診妊娠と児童虐待の<mark>背景は類似</mark>している
- ▶同一家庭内で同時発生している
- ▶未受診・虐待は<mark>連鎖</mark>も考慮しないといけない
- ▶連鎖には同胞(横の連鎖)と世代間(縦の連鎖)がある
- ▶対応は<mark>個別に</mark>取り組む必要性がある





未受診妊娠が妊婦健診 受診をしたとしても根本的 解決には至らない 産婦人科医師はどのような活動が 出来るのか? あるいは、すべきなのか?

厚労省からの通達

- ▶ 児童虐待防止対策の推進について(H23.7.20)
- 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする 家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備 について(H23.7.27)
- 妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談 体制等の整備について(H23.7.27)
- ▶『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第8次報告)』を踏まえた対応について(H24.7.26)
- ▶ 児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について(H24.11.30)
- ▶「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について (第9次報告)」を踏まえた対応について(H25.7.25)

平成23年10月20日

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課から、

『日本産婦人科医会が実施する「妊娠等について悩まれている方のための相談援助事業」について』

妊娠等について悩まれている方のための 相談援助事業連携マニュアル

公益社団法人日本産婦人科医会

平成23年10月

既存の児童虐待対策はすでに多くの 関連部署、団体が関与している

産婦人科は妊娠中から関わることによって、防止・予防に バトンタッチしていく

特定妊婦とは?

児童福祉法第6条3の第5項中(平成21年4月1日)

『保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦』

要保護児童対策地域協議会

平成16年児童福祉法改正法により地方自治体に 設置されている。

要対協とも略されるが、『地域協議会』とも言われる。 児童福祉法第25条の2第1項に規定する「関係機関、 関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する 者その他の関係者」に登録されることから始まる。 協議会は関連部署から守秘義務を外して情報提供を 受けることができる。

産婦人科医師はまず、この地域協議会に登録される ように活動することが大切である。

児童虐待防止対策協議会メンバー (平成22年9月)

O 府省庁及び裁判所

1 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 2 警察庁生活安全局 4 文部科学省生涯学習政策局 5 厚生労働省雇用均等・児童家庭局 6 最高裁判所事務総局家庭局 〇 関係団体 (社)全国保健センター連合会 22 日本弁護士連合会 22 日本开設工連合会 23 (福)子どもの虐待防止センター 24 (福)日本保育協会 25 日本私立小学校連合会 26 日本私立中学高等学校連合会 2 (社)日本医師会 3(社)日本看護協会 4 (社)日本歯科医師会 5 (社)日本申TA全国協議会 6 全国家庭相談員連絡協議会 7 全国国公立幼稚園長会 8 全国児童自立支援施設協議会 27 全国高等学校長協会 28 全日本中学校長会 29 (特)チャイルドライン支援センター 8 全国児童目立文接施設協 9 全国児童者談所長会 10 全国児童養護施設協議会 11 全国情短施設協議会 12 全国人權擁護委員連合会 13 全国乳児福祉協議会 30 (財)全国里親会 31 全国母子生活支援施設協議会 32 (社)全国私立保育園連盟 32 (社)主国格立保育園建盃 33 日本子どもの虐待防止民間ネットワーク 34 子どもの虹情報研修センター 14 全国保健師長会 15 全国保健所長会 16 全国民生委員児童委員連合会 35 (特)児童虐待防止全国ネットワーク 36 全国児童家庭支援センター協議会 37 全国自立援助ホーム連絡協議会 17 全国養護教諭連絡協議会 18 全国連合小学校長会 19 全日本私立幼稚園連合会 38 全国保育協議会 39 (福)全国社会福祉協議会 41 (財)SBI子ども希望財団 42 (社)日本社会福祉士会 20 日本子ども家庭総合研究所 21 日本子ども虐待防止学会

平成24年度「児童虐待防止推進月間」 協力者 関係団体

日本産婦人科医会 日本こども育成協議会

全国地域活動連絡協議会

(社)日本医師会 (社)日本看護協会

(社)日本歯科医師会

(社)日本PTA全国協議会

全国家庭相談員連絡協議会

全国国公立幼稚園長会

全国児童自立支援施設協議会

全国児童相談所長会

全国児童養護施設協議会

全国情短施設協議会

全国人権擁護委員連合会

全国乳児福祉協議会

全国保健師長会

全国保健所長会

全国民生委員児童委員連合会

全国養護教諭連絡協議会

全国連合小学校長会

全日本私立幼稚園連合会

日本子ども家庭総合研究所

日本子ども虐待防止学会

日本小児科医会 全国自立援助ホーム協議会

日本弁護士連合会

(福)子どもの虐待防止センター

(福)日本保育協会

日本私立小学校連合会 日本私立中学高等学校連合会

全国高等学校長協会 全日本中学校長会

(特)チャイルドライン支援センター

(財)全国里親会

全国母子生活支援施設協議会

(社)全国私立保育園連盟

日本子どもの虐待防止民間ネットワーク

子どもの虹情報研修センター (特)児童虐待防止全国ネットワーク

全国児童家庭支援センター協議会

全国自立援助ホーム連絡協議会

全国保育協議会

(福)全国社会福祉協議会

(社)日本助産師会

(財)SBI子ども希望財団

(社)日本社会福祉士会

要対協での問題点 (演者の感想)

- ▶ 多くの要対協に産婦人科医師は登録されていない
- ▶要対協実務者会議(毎月1回)に出席はしていない
- ▶相当な時間・手間が必要で医療従事者がどのくらい 関与出来るのか?関与しなくてはならないのか?
- ▶産婦人科医師は要対協に登録されねばならないのか?
- ▶ 業務というよりはボランティアなので、病院内で中心 になる職種・手当はどうするか?
- ▶要対協まで行く事例でも強制力を持っている職種は ほとんどいない
- 要対協メンバーが少なすぎる
- 産婦人科医師が要対協で果たすべき役割は?
- ▶ 通告事例の母親が妊娠しても自動的に特定妊婦に なるわけではない

大阪での取り組み

- 產婦人科救急搬送体制:時間外未受診妊婦受入
- ▶ 産婦人科相互援助システム(OGCS):ハイリスク母体搬送
- ▶ 大阪府《にんしんSOS》事業:電話、メール相談
- 子ども虐待予防早期発見初期対応の視点(冊子):

周産期からの虐待予防発行

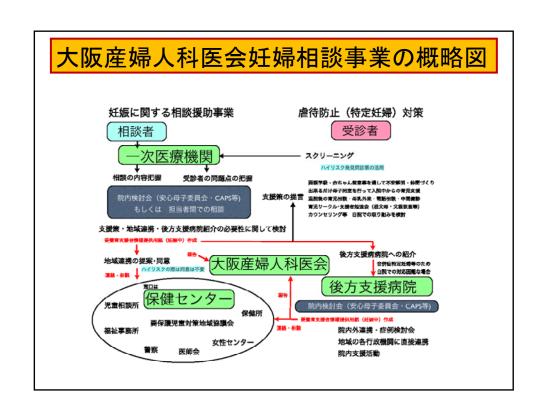
- ▶ 妊産褥婦を対象とした相談事業:既存児童虐待対応システム (ex.要対協)との接続の模索
- 各施設の虐待防止委員会(CAP):産婦人科の参加
- 行政、医師会との連携:研修会開催



安心母と子の相談事業

大阪産婦人科医会

- 一般施設と後方支援施設に分かれる
- 後方支援施設とは内科合併症、精神疾患、 社会的問題、児童虐待歴、経済的問題、 助産制度の有無、人工妊娠中絶等に 関与可能な施設である
- > 平成24年9月1日開始した
- システムとして稼働するには努力と時間が必要



要養育支援者情報提供票【妊婦版】

+ 57 Pv 44 /		育支援	(10 1F)	FIX 17	E Dt	7		・ 場版】			_	
中区町村田	呆健(福祉)セン	·ター名称 #	=					干成	#	Я	H	
	医療機関		×					診療科	ı			
	TEL							my 186.1*			_	
	医師名				担	当者名						
情報分類	情報分類 枝番号	子 (情報提供	の対象とな	りうる	例参照)					_	
問題点	□健康状態 精神疾患・身体障がい・知的障がい・養育支援必要度が高い・											
分類	アルコール薬物依存・類回中絶・未受診・多胎・胎児に疾患や障がい・ 妊娠間隔が短い・その他 ()								児に疾	患や障か	ijs -	
)			
	□受着関係 虐待歴あり・子供の不審死(支援機関の関わり:有・無)・望まない妊娠・								£娠·			
	育児不安・胎児の受入れが悪い・その他())		
	□養育環境											
		住居不定・その他										
	口経済的不安					払い・その他 () 日: 年 月 日 職業:						
妊婦	_		生年月日		年年	月日				-20	В	
住所	〒	予定日: 年 月 日 現在の週数: 週								н		
住所 電話	1											
n'-kt-	娇纲:有・舞・3	参姻: 有·無·予定()										
,	氏名	. ~ .										
	職業:			⊚□								
主なる	有・無 統											
接助者	氏名											
	連絡先			育児への支援者 無・有(誰:)								
本情報提供	票を <u>市区町村保</u> 棚	(福祉)セン	ター・保健				してガ	の方の	同意を	得ていま	きす。	
(本人	: 有・無、パートナ	- : 有・無・	その他(_):2	有・無、	誰も	可意なし	.)			
* 送付先は	市区町村保健センタ	ーですが、も	代記によって	は市町	村から	保健所	に情報	提供さ	れること	がありま	す。	
情報提供の	理由、相談内容											
通院・入院	!中の様子											
今後のフォ	n_##											
マロンオ	□ =Rr#4											

援助過程の側面

(第9次報告書から)

- ▶関与している機関が単独で関与して情報の 共有・役割分担ができていない
- ▶要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の進行管理会議は行われていたが関係機関が危機意識を共有し、協働して子どもの状況や家族の全体像についてのアセスメントができていなかった

個別ヒアリング調査結果の分析

要保護児童対策地域協議会が関与していた4事例から

1 安全確認の在り方

目視確認のみに偏り、子どもの養育されている状況を総合的に断できなかったことや過去にできていた安全確認ができなくったことに危機意識をもつことがなかったことが認められた2精神疾患のある保護者等の養育に支援を要する家庭への支援

関係機関で連絡体制を整え、十分な情報共有をしておかなった

3 要保護児童対策地域協議会を軸とする複数の関係機関の協働によるリスクアセスメントの実施

関係機関が保有する情報を相互に交換し、保護を要する状況 についての判断を的確に行い、それぞれの支援を促進すること ができなかった

- 4 児童相談所及び市区町村の役割分担と連携の強化 児童相談所と市区町村の間で共通の認識を有した上での役割 分担と連ができなかった
- 5 転居を伴う事例への対応 転居前の自治体と転居後の自治体の間で情報共有がスムーズ に図れなかった
- 6 きょうだい事例への対応

きょうだいを一時保護をした場合、残されたきょうだいに対して 虐待のリスクが高まることを認識して、対処することができなかった 7 市区町村の児童福祉担当部署の職員の専門性の向上

子どもと家族を全体として理解し支援するという視点が欠けていた 8 関係自治体の協働による検証の実施と検証報告の効果的活用 過去の事例における検証結果や指摘されていた課題が生かされ なかった

相談事業の課題

- 以前から相談には対応しているが、現実問題、 医療以外の相談は解決困難、膨大な時間・ 手間が必要である。
- ▶ 診療時間内だけでは困難であるし、医療者から アプローチしなくてはコンタクトが持続しない。
- 患者さんは少なからず、医療者からの関わり (対応)をよしとしない。
- ▶ ほぼ、ボランティアである。
- ▶ 職種として関われる関係者は多くない。
- ▶ 通告・連絡しても終わらない。

- ▶相談制度は必要条件であるが、十分条件ではない
- ▶相談・解決に時間制約はないかもしれないが、 妊娠はタイムリミットがある
- ▶妊娠は必ず終わりがある(人工妊娠中絶、出産)
- ►出産後育児不能事例への対応策が必要



実効性(出口)のある相談・支援体制を具体化する道筋を示さなければならない

出口問題

▶望まない妊娠:人工妊娠中絶

費用、同意書、妊娠週数

避妊

>未受診妊娠:出産分娩場所確保

▶育児:児童虐待

乳児院

里子

特別養子緣組

▶ 対応者: MSW、看護師、医師、行政

相談事業の課題

- ▶特定妊婦の基準が明確でない
- ▶児童虐待事例の母親が妊娠した場合、 特定妊婦になるのか?
- ▶特定妊婦の養育児童の状況は把握 されるのか?
- ▶特定妊婦の育児状況は誰が、どの 機関が主担当になるのか?

平成25年度安心母と子の委員会事業 (大阪産婦人科医会)

- 会員・コメディカルへの研修会
- ➤ 中学·高校学校関係者への研修会
- > 行政·福祉関係者への研修会
- ▶ ホームページ作成
- > ミニ冊子作成
- > 相談事業の把握
- ▶ 相談プレート作成
- 未受診妊娠調査継続
- > 学会参加

ブカレスト初期養育プロジェクト

The Bucharest Early Intervention Project(BEIP)

- ▶ ルーマニアでは極端な人口増加政策がとられた(~1989年)
- ▶ 1989年には遺棄児童は17万人を超えた
- 2000年にBEIPが開始した
- ▶ 遺棄児童を無作為に施設入所と里子に分けた
- ▶ 10年以上追跡して子どもの発育について追跡した

以下の3群で検討された

- 施設群:IG(institutional group)
- 里子群:FCG(foster care group)
- 普通群:NIG(never-institutionalized group)

Charles A. Nelson III, Nathan A. Fox and Charles H. Zeanah, Jr.: The plight of orphaned Romanian chilgren reveals the psychic and physical scars From first years spent without a loving, responsive caregiver. Scientific American, 62–67 April 2013

The Bucharest Early Intervention Project

ルーマニア政府の協力

調査機関: Havard Medical School, Thlane University Health Science Center, University of Maryland等米国の機関

遺棄児童の認知力についての研究

【対象·方法】

遺棄児童136人→施設群:68人 里親群:68人 ・研究班独自プログラム ・46%はシングルマザー

•30-66歳(mean48)

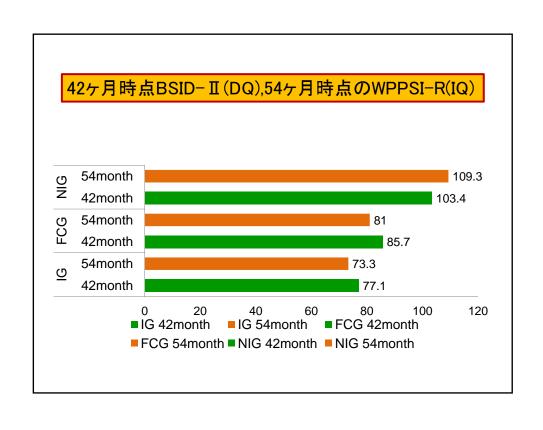
·SWが訪問・サポート

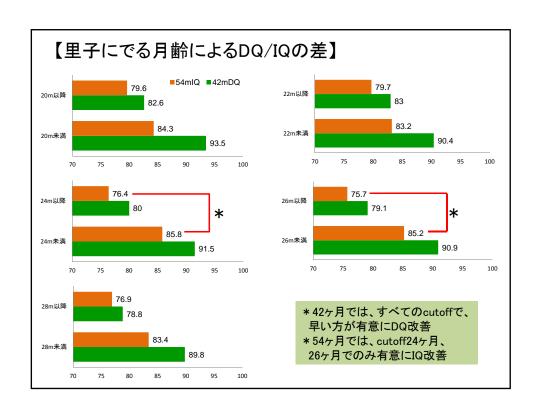
(ブカレストにある6つの施設・31か月以下の児 スクリーニングによって遺伝疾患・FAS・小頭症は除外)

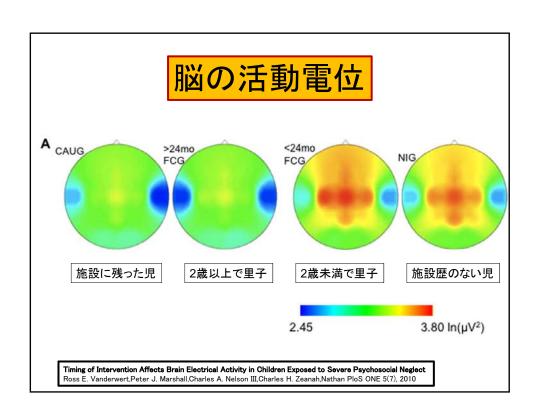
NIG(施設経験のない、家族と生活する児):72人

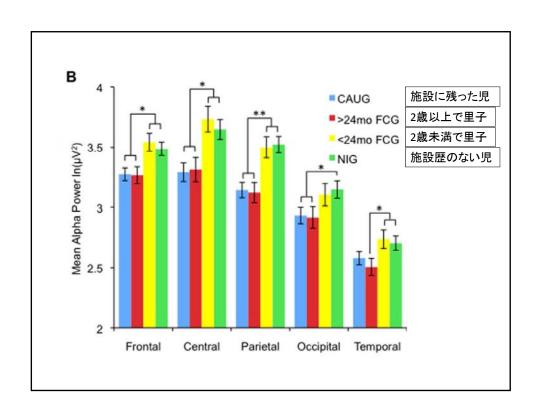
- ①42ヶ月時点BSID-II(DQ),54ヶ月時点のWPPSI-R(IQ)を調査し、 それぞれの群での違いを検討
- ②FCGにおいて、里親に預けられた月齢の違いによってその後の DQ/IQの違いを検討

Cognitive Recovery in Socially Deprived Young Children:The Bucharest Early Intervention Project. Science 2007 vol318



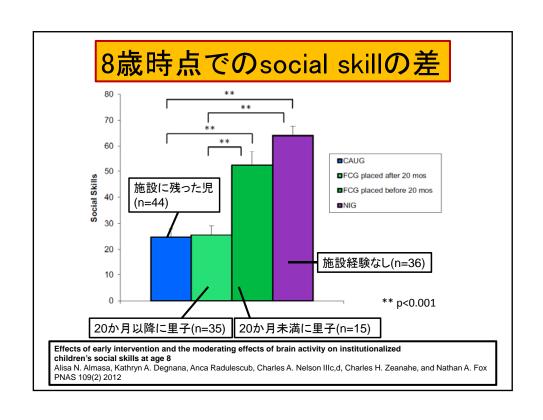






Social skills rating system(SSRS)

子どもの社会能力を総合的・客観的に 評価する指標 様々な社会的な状況や事情に対する 対応をみるもの 新しい友人との関係作り 問題解決力 周囲からの圧力の処理 自分の感情のコントロール



BEIPの結果

- 人間の精神的・肉体的(脳)発育は 2歳くらいまでに臨界点がある
- 子どもの成育環境には家庭が 必要である

結局、

周産期医療者は児童虐待関係者に バトンタッチしていくことになるが、 乳児期の成育環境がその後の発達を 決定的にしてしまうことを念頭において おかなければならない。